慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	上総介忠輝（其四）
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.153(43)- 167(57)
JaLC DOI	10.14991/001.19100215-0043
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

42

依りて決定せられずして習慣に支配せらるゝの風あり。其結果、今日、耕地經營法の一大變化を致せる地方に於て畑地の小作料は米田の小作料よりも一般に甚だ低く、吾人が郷里地方に就て調査する所に據れば通例後者の前者より高きこと三割乃至七八割にして平均五割を算するの有樣なり。我國の農民の經濟の大部分が尚ほ自然經濟の狀態に在るの今日、土地耕作の純收益と總收益とを正確に比確算定するは頗る難事に屬すと雖も、大體上より之を推算すれば純收益の點に於ては稻田は尚ほ畑地に讓らず、地方に依りては其純收益畑地の上に在るの狀あり。加ふるに米田の小作料は通例穀納なるの結果として地主に取りても將た又小作人に取りても其取立及び納入畑地小作料よりも容易且つ便利なるの實あり。從て其滯納亦割合に少なきもの、如し。是に於てか純收益の點に於ては田畑の間敢て差別なしとするも、地主の爲には稻田の小作料收入は畑地の收入よりも遙に確實なるを得ることゝ爲る。稻田增加の地主の爲に有利なること復た多言を要せずして明なり。況んや、慣習的勢力の結果として其小作料の一般に畑地小作料よりも高率なるの傾あるに於てをや。

上總介忠輝（其四）

阿部秀助

四

身に代へて主を思ふ三河武士の鎗先にて德川の天下はつくられたりと云ふは一理なきにあらねど、(一)然かも德川初期の財政にして鞏固ならざらんには、いかでか世は奏の天下となり得べきぞ、嘗て「ふかちの局が「澁夜はやめて新らしきものゝみ召されよ」と言ひし折に、家康は之れを叱りて「後世子孫の末々まで積み置きて國用の不足無からしめんが爲に、一衣をもあだにはせぬぞ」と說き聞かせしとかや、此老雄が深謀遠慮の程こそ、やがては三百年の治をつくりたれ、而して德川初期の財政上に彼が股肱として少からぬ貢獻をなせしものを、大久保長安と後藤庄三郎となす。(二)

甲州は昔時より採鑛冶金の術もて有名なり、彼の本多佐渡守が大阪城の深濠を拔かんが爲め、此國より熟練なる鑛夫を多く招き寄せしことなり、而して長安は實

に此甲州の產なり、傳ふ、武田信玄に仕へし猿樂師に、大藏大夫となん呼ぶものありしが、其二子は、世の所謂、才覺利發のものにて、長男を土屋新之丞と稱し、天正三年三州長篠にて討死せり、次子は卽ち長安にして大藏十兵衛又藤十郎と稱す、彼は勝賴滅びてより浪々の身となりしが、天正十年、家康甲州に入國の際、偶々彼が利根に感じ、遂に用ゐて、大久保相摸守忠憐が幕下となし、後其苗字すら與ふるに至りぬ(三葵錦先にかけては、當時天下無雙と稱せられし三河武士が、座敷の上の御伽噺と會計のことを無下に鼻しめしことは、(四)主人家康をして、ほとほと困せしむるに至りぬ、岩淵夜話別集に、

或夜御咄に、家康若年の頃は三州半國領し、夫より段々大身となり、今關八州の守護となる、されども當時日本にて、毛利輝元と家康程、國數を領する者、諸大名になし、然れども金銀と云物は、思ふ樣に、持ぬ物なり、金銀とぼしくては、何ぞに手のまいらぬ事も、有物なれば、いか程有ても、能き物なれども、金銀を貯には、藏入を多くせねば不成、藏入計多くしては、人を持事不成、何とふ成ふべき事ならば、人を多く持樣、成積りは、有間敷事かと、仰られ御笑被遊云々

とあり、此際猿制根とも、無雙の才覺者とも稱せられし長安は、末座にひかへたりしが、早くも家康の意中を察しけむ、翌日青山藤藏を經て、家康に謁し、其心底を洩して曰く、

夜前、殿樣御意遊る通り、金銀のたくはへと申は御領知の百姓どもに高面を仕掛取納、御藏の米、大方有樣に仕り、是を賣代替申か、又は山川の諸運上を、過分に御取なさるゝか、此兩樣の外は無御座候、然れども左樣に遊され候にては御領分の萬民、迷惑致候、御仕置もろくに遊され、御家中侍衆も多召仕れ候にと、思召候ては、にも角にも、御用金のたまり可申子細無御座候、是には私存寄り候は、御領分之內所々の山々を吟味仕候はゞ、金、銀、銅、鐵、鉛等の出候山のなきと申事は有間敷候、功者の山師金掘を呼集め掘せ見申度義に候、若金錢多出候へば、其國の賑ひに罷成、第一、土中に埋れし所の金銀を取出し、御用立候へば何の障にも不罷成、御重寶なる義に奉存候

げに、長安の言は的中して、其後、巨額の金銀は伊豆より、石見より、佐渡より出づるに至りぬ。

嗚呼渴せるの時、誰れかは清濁を問ふの隙あらんや、長安はやがて家康の渇を醫せし甘露水なりき、是を以てか、家康彼を重ずること甚しく、慶長六年には石見銀山の奉行となし、同八年には佐渡金山の奉行となすに至れり、(五)かくて長安は浪士の昔にひきかにて、今は從五位下石見守に任ぜられ武州八王子を領し瀧山に住す、(六)而して其座班は本多上野介正純の下、安藤直次の上席となり、(七)時の人々は、末代の珍事よとつぶやくに至りぬ。

彼の德川一の智慧者たる本多佐渡守正信は微賤の生れなりしかど、常に律義を以て、己れの生命となしたりき、(八)それとは稍似たれど、長安は智慧ありて、律義を缺けり而して此律義なき智慧は、更に驕奢と野心と、姦邪とを生むに至りぬ、げに當時にありて彼の驕奢は有名なりき、(九)彼は恰も日本に於ける總代官たるが如く、自己の屋形を壯麗にし、又た石見及び佐渡に赴く途次には、家來の外に美女數十人を輿に乘せて通行するを常とせり、慶長年錄に

毎日女かぶき又はをどりを見物すと也、日本一のおてりものなれども、無雙の出頭人にて、誰人も其樣子を不申上候故也

否な申上げずとも、家康はとくより之れを知れり、(十)知て罪せざるは毒によりて自己の財力を鞏固ならしめんとする、よろづに廣量濶大なる此老雄が深き企謀なりけり、(十一)されど靜かに思へ、彼は元より三代相恩の三河武士にあらず、言へばなり上りものなり、而して彼を寵する家康は今や半ばを棺中に投せし人なり、殊に慶長十四年十二月には、遠江、駿河兩國、常陸介主(賴宣)へ可被渡と也、近習輩は、悉く常陸介主へ可被付、此內本多上野介は江戸將軍へ可奉附也との風說すらたつに至りぬ、かかる際に當りて、野心ある長安の、いかでか自己の權勢を永久に維持せんことを務めざらむ、斯くの如くして政宗の女婿たる上總介忠輝は實に之れが犧牲に供せられたり、蓋し長安が忠輝の內政に干渉するに至りしは、慶長八年、忠輝信州松代に封せられし後ちなりとす、當時彼が如何に勢力を有せしかは、自己の利益を貪らんが爲め、片柳重景等を殺すや、忠輝及び國老は却て彼れに向て詫狀を呈せしにて知らるべし。又當時花井三九郎が忠輝の寵臣なるより、長安は早くも之れを利用せんが爲め、自己の一子右京に彼の娘を娶れり、かくて吾人が前に述べしが如く、慶長十四年九月、國老皆川廣照、山田長門守晴政、松平讃岐守親宗等相共に駿府に訴ふるや、花

井三九郎は何の證もなく却て罪なき廣照は流刑となり、自餘の二人は刑場の露と消えぬ、之れも多くは長安のなせし業なりけり。（十二）

吾人は之れより、更に進んで長安と政宗との關係に就きて少しく論ぜんと欲す。

（一）三河武士が如何に主思ひの家來なりしかは大久保彦左衛門思教の物語によりて知るを得可し、其の中に

さる程に御八歳より御十九歳まで駿河に引きつけられ給ひて、其內は御扶持方ばかりのあてがひにして參河の物成とて少しも遣さるゝ事もならずして、今川殿へ殘らず押領して御謀代の衆は十ケ年あまり御扶持方ばせめて山中二千石あまりの處を渡してもれば彼等にせめて少しの扶持方をもくれたきとは仰せられけれども、山中二千石へ渡したまはねば、いづれも御謀代衆手作りをして、年貢石米をなして百姓同前に緣鉄を取り、女子をはじめ、身をたすけ、ならられぬ形をして、まことに駿河衆といへば、機嫌を取りはひつくばひ、をれかゞみをして肩の骨身をすくめて、恐れをなしてありく事も、若し如何なる事を仕出してか、君の御大事になりもやせんと思ひて、それのみばかりに各謀代衆あるにおられぬ氣づかひをして走りめぐる事十ケ年にあまる、年には五度三度づゝ、駿河より尾張の國へのはたらきありけり、竹千代殿（家康の幼名）の衆にさきがけをせよと御申越しければ、竹千代樣は駿河に御座なされければ、誰を御主としてさきがけをせんとは思へども、されども御主はいづくに御座候とも、譜代の御主樣への御奉公なればき々我もくと殘らずまかり出で、さきがけをして、親を打死させ、子を打死させ叔父甥いとこを打死させ、其身もあまたの疵を被りて其間日々には尾張よりはたらきけれども出でゝは防ぐ、晝夜共に心をつくし、身を碎きてはたらくとは申せど、もいまだ竹千代樣の岡崎に入らせ給はぬことのかなしさと、各の身にあまりて歎きけり。

又た故大久保潮州が此落魄の三河武士を指揮する中に

實に岡崎の者共が今川に屈服せしも、全く其が武威に壓せられしのみにあらで、さるを已が得策と思へる上に兼ねて人情義理に止み難き節ありしは明らかなり、斯かる事情の打ち交りて、さてこそ彼の彦左衛門が言ひける、駿河衆といへば、機嫌を取り、はひつくばひ、をれかがみをして、肩の骨身をすくめて恐れをなしありく事、の堪忍も遂げ得たるなれ、辭み難き恩威の杭梏に縛られし被等が境界も哀れなりけり、遠く東の方駿河の空を眺めては不自由なる主が身の上を念ひ、近く眼前にはおのが城をば今川衆に我が物顔にせられて、時めける彼等が槍突かせて大道を橫行せるを見ては、いかで失意の壯士口惜しき思の涌かずやあるべき、荒びし室內を占めて薄暗き燈花の下に、日に燒けたる武林の主客、妻女の織りし綿布の粗服を纏ひてあぐらをかきて、對座し、互に霍の稼業の勞を慰めつゝ、やがて談は日頃の軍語りより、傳慨の境に移り、合點しながらも時の果敢なきを歎じて、軒漏る雨の音をも忘れしが如き事象は恐らく岡崎の城下に有勝ちの狀なるべし、時めける他國に行かば高名立身の途あらんものを、住馴れし故郷去るに及びず

累代厚き主恩に浴して、家あり、菩提寺あり、父母妻子の契、縁邊朋輩の好も結ぼれて、矢期の水も曲輪の松も忘じ難く、妻子もろ共「麥の粥粟稗の粥」さへ啜りて「槍先をとき、矢の根をみがき」つゝ、待遠くも生先遠き幼君の一身に心を籠めし望を嚼しなから十餘年の久しき、無念の涙を呑みて、日蔭の世路を辿れるも、流石に深き情なり、(大久保湖州家康と直弼頁一五―一六)

(二)後藤庄三郎光次は長井利德の子にして、初め浪人して京都にあり、文祿二年聚樂第に於て德川家康に謁して其知遇を受け、遂に之に仕へ近侍となる、同年金吹役を命ぜられ、次で江州に於て五十餘石を賜ふ、慶長十九年大阪冬の陣起らんとするや、家康の命により大阪城中に赴きて浪士を集むることを責問せしことあり、後ち江戸一石橋附近にて方二町の地を賜ひ、鑄貨の事を司る、又た平安通志に

戰國の世鑄幣なし、海内諸國の商買等沙金石金ハツレ金と稱する雜金を京都に送り銀と交換す兩替師之を檢查するに黑石を用ゐ且銀も亦灰吹を通用するを以て品位輕重の差を論じて其不便少からず、德川家康夙に其弊を察し、政權を掌握するに及び京都の彫工後藤庄三郎に金銀吹役を命じ、金座を江戸陵府に置き、庄三郎をして之を掌らしめ金貨を鑄造す。

(三)大久保長安の素生に就きては翁物語に

家康公の御家に大久保十兵衛と云ふ者ありし後は殊の外出頭して大久保石見守と云て所々の銀山を預りて出頭人になる元來は猿樂の大藏大夫が筋也「我家の藝下手にて、甲州へ下りて居れるが武田の家崩れたるに付て都へも上りかね甲州の田舍に引籠其國の代官する者の所にかゝり居たり甲州扇れて家康公の御國と成家康公甲州へ國廻りに出玉ふ彼大藏十兵衛かゝり居たる代官御宿の據せんとすれとも田舍者にて御座の作事の作法を不知に付十兵衛上方者なれば可知とて談合しければ十兵衛曰大形樣子存たりとて指圖して御座之間御風呂屋迄悉調たり家康公其處へ御着ありて作事の樣子被成御覽是は田舍の者の指圖したる作事に非ず何者と談合したるぞ委細申上よと宣彼代官申上るは大藏十兵衛と申てる、家康公被聞召氣付たる才覺者也召出せとありて御家人になる大藏十兵衛にては別の役に被召仕にくし大久保相摸守若き時名字をとらせと云て大久保十兵衛になる猿に猿利根なる者にて有之故色々の才覺をつくし殊更大久保相摸守が氣に入走廻り右の如く出頭したりけり。

又た武德編年集成も翁物語と大同小異にして

大藏大夫が武田信玄の猿樂たりしに其子兄弟無雙利口を以信玄二人とも取立土屋直村が苗字を授け兄は新之丞弟は藤十郎長安と稱す天正十壬午年神君甲州御入國の時日下部兵右衛門定好に倚りて長安拜謁す足利家御所營作の圖并に細川物數奇の風呂の繪圖を以て兵右衛門が方に桑木風呂を營みけるを臺覽遊ばされ利根を感ぜられ大久保相州へ彼藤十郎を預け玉ひ則其苗字を與へしめ麾下に仕る事を免許せられて天正十八年庚寅四月大久保十兵衛長安と稱し江州御領の租稅を監察し素より賞賦の事に

精き故慶長五庚子年二月石見伊豆佐渡の金山を點檢することを命ぜられしが天既に
神君の德に感じ諸山に黃金白銀銅鐵出る。
大久保家記別集は少し〳〵以上の兩書と相異なれり、卽ち左の如し。
大藏十兵衞と云ふ者元甲州武田家の猿樂にて大藏八郎右衞門と名乘しが勝頼が滅亡
の後浪々として遂に駿府に來り府中の城下に住して町人の子供其の外へ謠小鼓仕舞
等の指南をして渡世とす、此事神君の御聽に入或時召れ仕舞上覽の處に思召の外名人
なれば折々御能の度毎に召出されしが後には御扶持を被下し處に其の身利發賢き者
なれば御意に叶ひ終に家人の列に入し處に御出頭申如〳〵に在りしとかや八郎左衞門
辯舌利發成を以て朝夕御伽とし御前に候ず或夜御物語に凡世上に金銀を取ざるはな
し殊更に武將たらん者は多〳〵所持す可き事也高名戰功の時に知行は限りなし金銀を
與へて其の勇を勵ますこと第一也と上意有しを此八郎左衞門來り居りしが或時本多
正信に向ひ伊豆の北山は極て金山と相見ゆる由申に依て御吟味の上掘らしめ玉ひし
に果して金掘出したり其外佐渡の金山を開き其功大なれば御機嫌に叶ひ大久保忠隣
に命じて苗字を與へ則ち大久保十兵衞と姓名を改め佐渡金山の奉行職と成て伊奈備
前守忠次と相役たり。
(四)長湫の戰に高木主水正が本多佐渡守を罵りて「彌八(佐渡守俗稱)御邊は座敷の上の御伽
噺や會計の事などは知らるゝ、軍陣の進退は知らず」と言ひしことありおしなべて律義
にして武勇なるは德川武士の通有性なり。

(五)創業記考異慶長十一年正月の條に
伊豆國金山に銀子多可出と云大方自佐渡出る裡に可有之と也、此以前代官彦坂小刑部
なりしを向後大久保石見守可爲代官と也、他の山に勝れて多く金銀突り出也。
(六)吉田東伍氏の大日本地名字書には八王子に諸國落武者、野武士の類多く張り居住せし
によつて、惣奉行として大久保石見守長安、小門宿に住し、非常を戒しめしとあり。
(七)國奉行にて評定衆のなみに加判し、勘定奉行にして老中を兼るが如し。
(八)夫れ佐渡守詐術を施すこと殆と至らざる所なかりしかと是れ皆我が爲にせしにあら
で、腹黑き男も其の胸中には一點の私心を存せざりき、佐渡守いへらく
賄りたる者欲ふかき者分に過ぎたる體をする者、主に邪欲をすゝむる者、讒說きゝて誠すくなき者、右の者は私欲の一より生ずるものなり、此覺悟ある者は
天下第一のおほえありとも、天下にはばかる物知なりとも、惡人と心得て近處には置く
べからず。
流石に自ら斥けたる六個の惡德は一も其の身に具へず、敵を欺くも味方を欺くも、また其
の君を欺くも、所詮君がためなりけり「我が身の榮華を忘れて大息をついて、主人の事を大
事に思ふ者」は佐渡守が所謂律義の上乘者、苟も是の道にさへ合はゞ、謀が爲に嘘いふも律
義は害せざりしなり、兩將軍其の功を思ひてしば〳〵 封邑を增さんとせしも、固く辭みて
「某に增さんよりも軍功の將士に增されよ」とて聽かず、一生三萬石の小祿に安んぜし寡欲
の心ぞ殊勝なる、末期にも將軍に

上總介忠輝

正信が奉公の勞をわすれ給はで長く子孫の絕えざらん事をおぼしめさば、嫡男上野介が所領今の儘にてこそ候べけれ、必ずあまた給ふべからず。

と言葉を遺して逝きぬ(大久保湖州家康と直弼」頁一七〇―一七一)

(九)長安驕奢の樣に就きては石川正西聞見集には

道中上下りにも榮華にて女房數多引連、泊々の膳部などの家具にも金銀の樣に聞へ申候

とあり、又た外國叢書定西法師の語に

凡そ日本國の總代官と云ふが如く假初の出行にも女房百人ばかりも輿に乘せ先に立せ其人夫は百姓に課せ、榮華にはこり、農商を惱し纔の罪にも人數を截ち、憐れみの心とては少しもなし。

尙は久國談話には

國々の船つきに屋形を結構にし善盡し美盡し美女を集て驕逸の餘りに美女の器物に悉く金子を以て作れる程に八萬貫目のおし有由風聞す。

其他古老物語なりしと覺ゆ

慶長六年今年迄十三年間佐渡石見國諸國金山へ年中一度の上下路次中の行儀夥事也召連の上部女房七八十人其次合二百五十人同道の間、泊々の宿何も代官所なりければ家々思樣に作直たり、其外傳馬人足以下等は不知數

其他長安が姦邪にたけし事は慶長十五年四月十四日泉州員塚願泉寺の民連署して訴へ

し、左の文書によりて知るを得可し。

願泉寺文書和泉國泉南郡員塚村

乍恐申上候事

一今度石見殿の儀言上申候事の儀に御座候得共餘に御さいばん惡恐仕申上候事に候

一寺内屋敷の地子百八十六名四斗九升八合

一おなじく家數百六家は地子なし但是者石見殿しんるゐ家來出入之衆

一寺内に御座候

一溜え善く申候御貴物石見殿竝御一門の衆至りかい彼成候迷惑仕候事

一理不盡成儀被懸申候町人家數多被打破候云々

一右條々其時にも言上いたし度候へ共我子のきうめいより、猶あるけなく當地にめいわくさせ被申間餘におそろしく存知今まで延引仕候

慶長十五年卯月十四日

年寄惣左衛門、同彌右衛門　等外三十人

「餘におそろしく存知奉々今まで延引云々」と

而して同年六月二十六日に幕府が其非理を咎めしことは御朱印帳に

泉州前泉郡員塚卜半寺内諸役等被免除

慶長十五年六月二十六日

(一〇)慶長見聞書に「石見者は兼而御存知候得共地方萬事理勘、德分有之御用捨云々」とあり、又

上總介忠輝

た武功雜記に「大久保長安元來猿樂にて出頭す、御咄に罷出たる時、佐渡をあづかりたらば一萬貫上納仕べしと申上、依之佐州の御代官を仰付らる、果して其年一萬貫上納を御覽なされて彌々出頭增進之」とあり。

(二)岩淵夜話別集に

家康公常々の上意に人の主と成て家來を召仕に二つの心得有と云は其者の志を仕ふと不仕との二つ也先志を仕ふと云は其身の生れ付律義にして主の爲を大切に思友傍輩に對し我慢の心なくをとなしき所有てしかも智恵才覺は兼たる者あり箇樣の者を使ば目を掛ていかにも取立家の仕置國の政をさせてもあぶなげなし重寶第一の侍と是を云次に能く仕ふと云は其の身の心だて少し不宜と云へども何ぞ一通り勝れたる取所にて一方の助と成時に當り大に益となる物あり是又目を掛て取立て仕ふ如くせざれば事の用がたらぬ物なるぞ爰の所を能々分別して人々の本とする處を見屆て人を仕ふ樣にするものなりと被仰。

(三)大久保家記別集に

思輝卿へ越後國四十萬石を進られしに十兵衞が御勝手向御用等を相勤けるに萬事重寶の者也とて御附人となり元より思隣は一老職にて此家より出たれば人前もよく殊に神君の御取立に預りたれば痒き所へ手の屆くが如く立身也其の頃思輝卿出頭家老に花井主水遠江守と云者あり堪が父は唐人にて八官と云ふ日本へ渡て主水を設け、るに容貌常人に越ければ神君御小姓に召出され父八官も町屋敷を被下令江戸の八官町是也花井思輝卿の御附人と成其上思輝卿の御妹聟と成て時めきける主水に取入堪が取成を以て終に三萬五千石の大身と成り石見守と受領しけるに御高恩を忘却し石見斯立身に隨て華美驕をなし毎日の珍膳美味好色にふけり其の華麗成事は列國の諸侯も及ぶことなく金銀を膠敷費すこと水をうつが如し。

又た武德編年集成に

佐渡へ往來には越後に立寄、彼の國の老臣を蔑如し、神君の仰と稱し、政務を沙汰す、長安が末子右京十三歳の時より上總介思輝君の近臣とし遂に思輝の異種同胞姉婿花井遠江が女を彼右京に嫁め、遠江は先逢て死しけれども、小舅花井主水義雄は正しく思輝君の母堂の孫たるを以て主水殊々たる小人と雖越後の權を恣にし遂に石見守長安と相謀り皆川、山田等の功臣等を罪に陷れつる石見守は誠に無類の奸賊也。